

農地の相続の届け出のお願い

農地を相続したけど、どうしたらいいのかな？



A: 農地を相続したときは、相続登記後、農業委員会に届け出をお願いします。

手続きは、

- 別紙の届出書
- 登記完了が確認できる書類(登記完了証など)

を農業委員会まで提出してください。

(届出書の様式は農業委員会事務局に備え付けてあります。HPよりダウンロードも可。)

農業委員会では、相続した方が地元を離れていて自分では手入れができない場合の農地の管理についての相談や、地元で借り手を探すお手伝いもしています。ご不明な点は農業委員会までご連絡ください。



白石町農業委員会事務局

電話 0952-84-7127(直通)